

東労発基 0513 第 3 号
国関整建一産第 6 4 6 号
令和 7 年 5 月 1 3 日

一般社団法人東京建設業協会
会長 乗京 正弘 殿

東京労働局長
関東地方整備局長
(公印省略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和 6 年の通常国会において、いわゆる第三次担い手 3 法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり、全産業に比べると未だ長い状況です。

また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、東京労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙 1）により周知広報を行ってまいります。

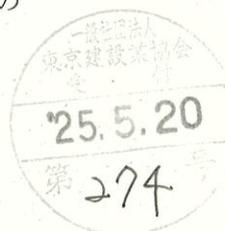
つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員の皆様に対しても、リーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の



安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休2日をはじめとした魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進することが不可欠です。

令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」においては、工期の設定に関して、受発注者それぞれの責務が定められています。

発注者の責務としては、時間外労働規制を遵守した工期の見積が受注者から提出された際はその内容を尊重する必要があること、受注者の責務としては、建設工事に従事するものが長時間労働や週休2日の確保が困難な著しく短い工期での請負契約締結の禁止などがあげられます。

また、「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されています。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。(別紙2-1)

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

令和6年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところですが(別紙1)、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要であり、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じるよう努めることとされました。

また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申し出を行うことが可能となります(別紙2-2)。受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間(元請下請間)での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。

つきましては、今般の法改正の主旨を踏まえ、受注者から協議の申出がされた場合は、誠実にご対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

東京都内における労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあるため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

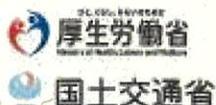
また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積り書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額の設定や、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう御協力をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙2-3）

1 ポータルサイト「はたらきかたススメ」



建設業の
何が変わる？
変えていく？

時間外労働の上限規制が適用されます。

2024年4月からスタート！詳しくは特設サイトへ➡



動画「はたらきかたススメ ver 2（建設業編）」

https://www.youtube.com/watch?v=mQrAWj4y_MQ

2 最低賃金の改定について



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

参考 NEXT WORK STYLE 働き方改革

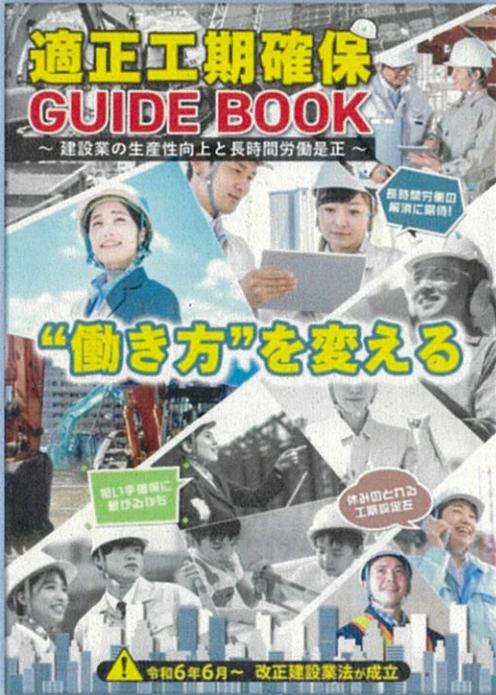


<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様への安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結

発注者も
法律違反！



工事を受注する建設企業

② 労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

**著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります**

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)



建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】



新ルール

①

契約前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書 (例)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮**する。

変更条項の削除は
法律違反！



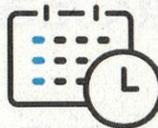
契約書の作成は「**建設工事標準請負契約約款**」を
活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール
②

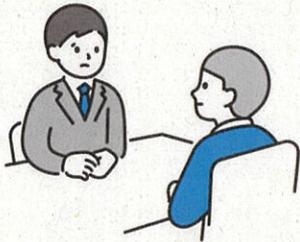
契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール
③

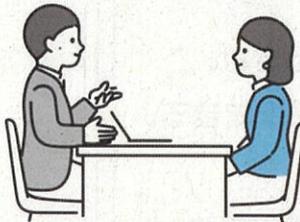
契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。* 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方向的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



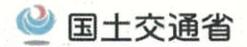
国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



3「建設工事における安全衛生経費の適切な支払」

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



安全衛生経費の適切な支払



「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組」